

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助琉球政府財政赤字問題（2）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43567

中華書局影印

卷之三

三

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

共に解決に当ることが妥当であるとの決意がにじみ出していた。

3. 本使より、りゆう政労働管理室問題につき、それとなべ。即ち、本年5月の山中長官、弁務官及び10月の貴大臣、弁務官会談における雇用制度改善のためのりゆう政係官訓練の点に言及。弁務官の意見を求めるところ。自分個人としてはりゆう政労働係官の訓練のための組織も出来上れば政治的な動きをすることもあり。真にそのために設立するのならば現在では早過ぎ。例えば復帰6カ月前位が如何かと考えている旨述べ。現時点においては右設置に弁務官が同意することはなかなか難しいとの感触を得た。

(了)

-2-

外 務 省

機密

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

140

総番号(TA) 53346

70年10月27日 19時50分
70年10月28日 21時59分

主 管
沖縄県
本 省

発 着
米 北

外務大臣 殿 総領事 大使 臨時代理大使 総領事 代理

非りゆうきゅう人課税問題

第489号 略 至急

往電第488号に関し

フィアリー民政官がヨシオカに内話したところ次の通り。
非りゆうきゅう人にに対する課税レベルは自動車税を手はじめとして、復帰時までに他の税域についても序々に引上げを計り復帰時のギャップを出来るだけ少なくするよう検討しているところ。これが民間関係者に事前にもれるとうるさい政治問題になるので極めて用心深くやつていい。どういうこともあるって。今後非りゆうきゅう人からのつき上げがあつた場合、日本政府は本件には全く関与せられていないと言える状態の方が都合がよいとの考慮も自分たちの考え方含まれている。

(了)

外 務 省

ノカヒニ
大臣官房
次長
官員審査長
儀禮人範原計
機密文書室
主
管
外
務
大
臣
殿
沖
縄
大
使
臨
時
代
理
大
使
總
領
事
代
理

參 調 分 企
國 資 長
長
領 移 命
參 領 旅 移

參 地 中 東
長
北 東 西
參 地 北 保
參 地 南 保
參 地 中 南
參 西 東 西
長
西 東

參書近ア
次 総 経 国 方
參 貿 易 二
參 政 技 二
國 一 類
參 税 機 規
參 政 稅 科
軍 社 事
參 道 內 外
主
管

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

362

電信写

ソ	シ	大	傳
ス	ヒ	事務官	員
外務省	次長	典房	次長
臣官官密長	長	機関人電厚計	主官
費賃	文会督給	總務課	總務課
國資長	參謀企	70年10月20日20時00分	主管
領移長	參領旅移	70年10月27日23時50分	總務課
ア	參地中東	沖縄省	米北1
長	北東西	署	
木	參北北保	大使	
中南審	參一二	隨時代理大使・總領事・代理	
歌	參西東洋		
長	四京		
近ア	參審近ア		
長羅	次級審國方		
長經	參貿統三		
協長	參政政二		
長國	參參政科		
長文	軍社專		
長	參道内外		

外務省

非琉球人課稅問題トーキング、ポイント

英490号 平至急(ゆう光処理)

往復英488号 別電

(以下英文)

THE FOLLOWING IS

PROVIDED IN RESPONSE TO FOREIGN MINISTER AICHI'S REQUEST FOR HICOM'S OPINION ON THE GOJ'S DESIRE TO INCLUDE DISCUSSION OF GRI REVENUES, TAXATION AND BUDGETS, WITH DUE ATTENTION TO THE MATTER OF TAXATION OF NON-RYUKYUANS, IN DISCUSSIONS AT THE DIPLOMATIC LEVEL IN TOKYO

ON ANY GRI INDEBTEDNESS AT REVERSION. THE FOREIGN MINISTER'S COURTESY IN SEEKING THE HICOM'S OPINION ON THIS MATTER IS APPRECIATED. THE HICOM IN PLEASED TO PROVIDE HIS VIEWS AS FOLLOWS. WHILE DISPOSITION OF ANY GRI INDEBTEDNESS AT REVERSION IN AN APPROPRIATE SUBJECT FOR

DISCUSSION AT THE DIPLOMATIC LEVEL, IT IS BELIEVED THAT THIS MATTER SHOULD BE DISTINGUISHED FROM THE MATTER OF ADVICE AND ASSISTANCE TO THE GRI ON CURRENT BUDGET, TAXATION AND REVENUE ISSUES. ADVICE AND ASSISTANCE ON THESE ISSUES SHOULD REMAIN A MATTER OF LOCAL HICOM SUPERVISORY RESPONSIBILITY VIS-A-VIS THE GRI.

U.S. CIVIL ADMINISTRATION WILL BE CONTINUING ITS EFFORTS TO ENCOURAGE FISCAL RESPONSIBILITY BY

-2-

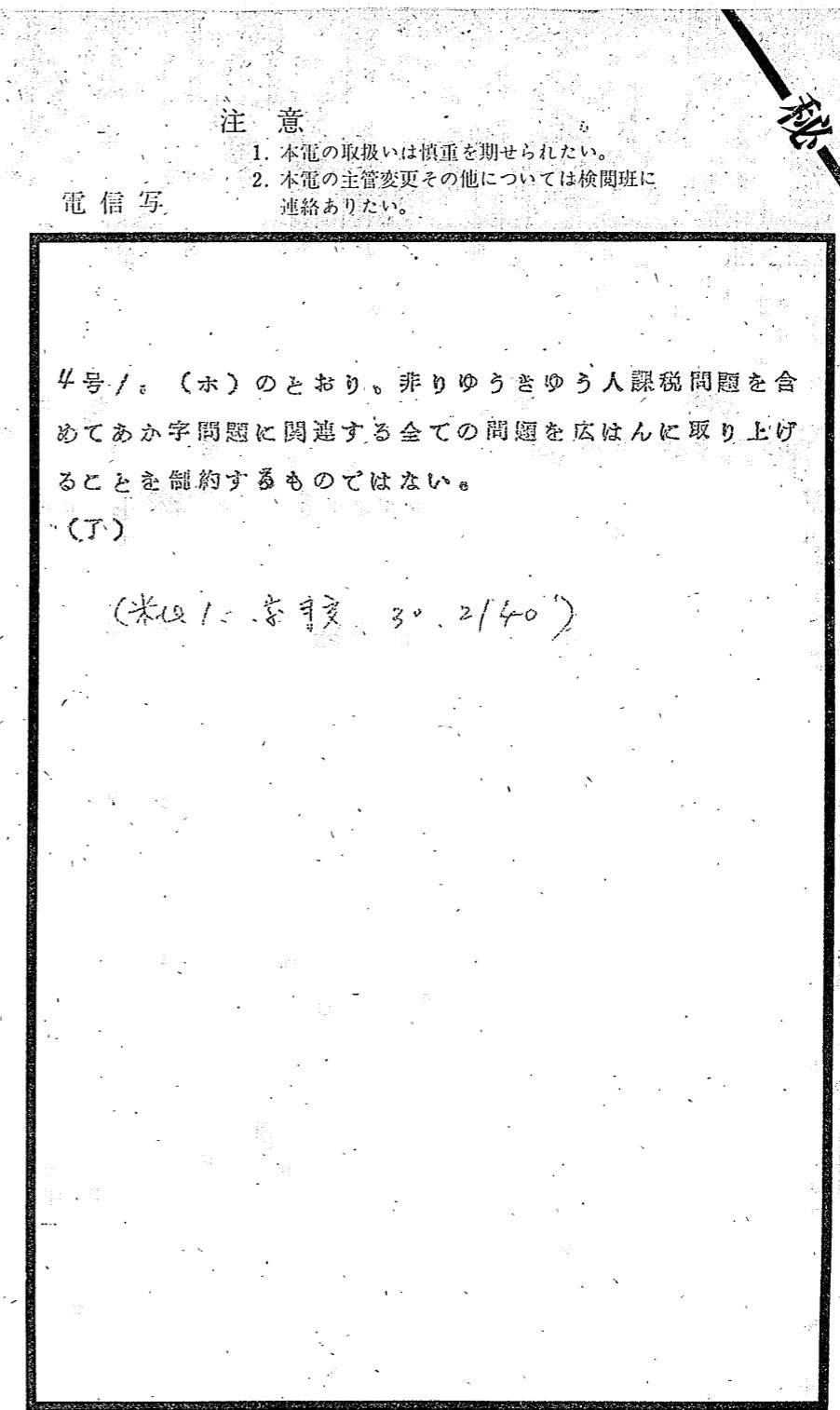
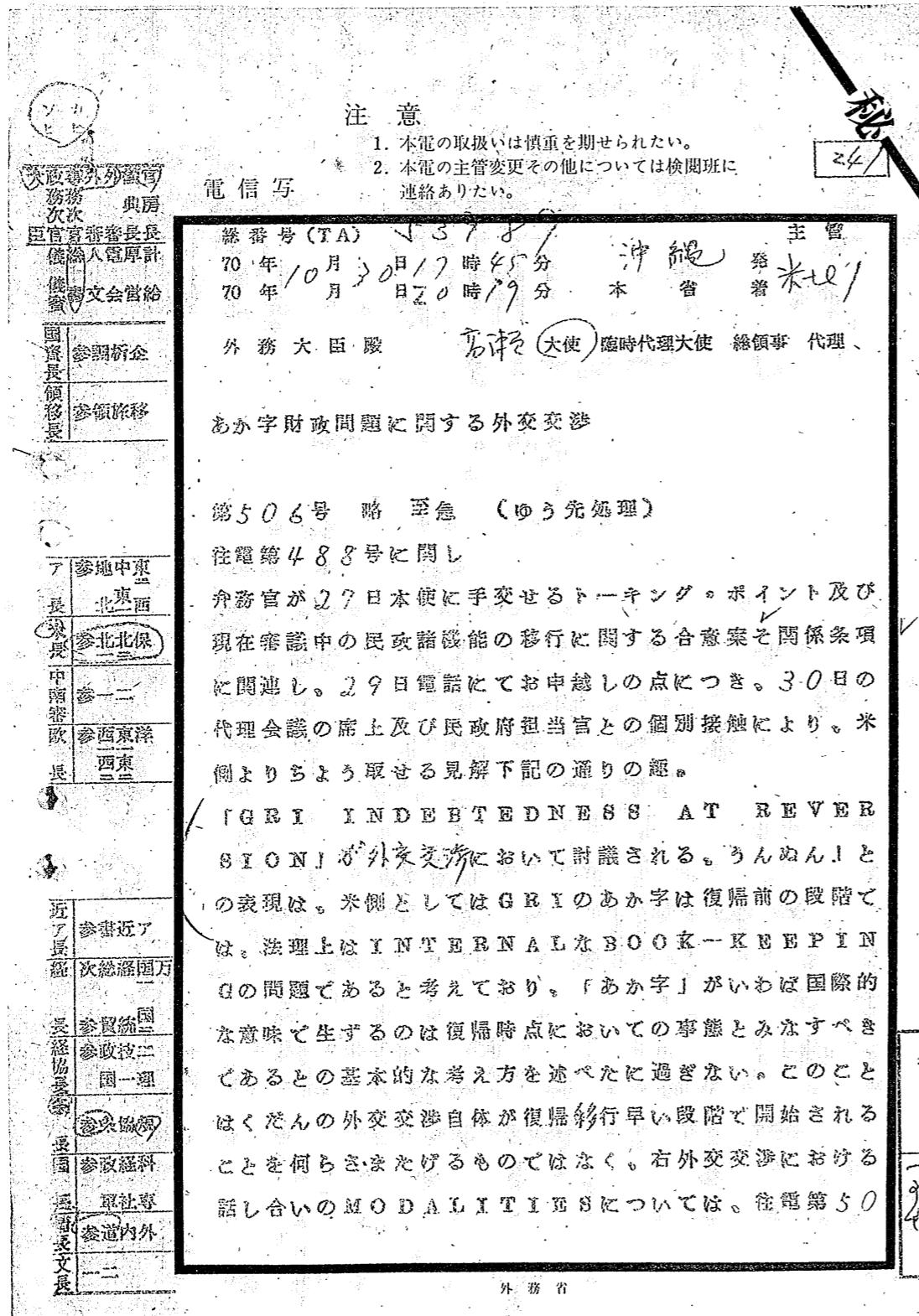
THE GRI, IN THE INTEREST OF EFFECTIVE ADMINISTRATION ON BEHALF OF THE RYUKYUAN PEOPLE. IT IS HOPED THAT THESE EFFORTS WILL BE SUPPORTED BY JAPANESE REPRESENTATIVES IN OKINAWA, AS PROPOSED IN THE PREPARATORY COMMISSION. THROUGH SUCH PARTICIPATION THE GOJ'S UNDERSTANDING OF THE GRI REVENUE, TAXATION AND BUDGET PLANS AND DEVELOPMENTS, AND OF U.S. VIEWS WITH RESPECT THERETO, WILL BE ENHANCED. TAXATION OF NON-RYUKYUANS IN OKINAWA PRESENTS DIFFICULT PROBLEMS WHICH MUST CONTINUE TO BE DEALT WITH EXCLUSIVELY BY THE USG IN LIGHT OF ALL RELEVANT FACTORS. SINCE MODIFICATION OF EXISTING TAX LEVELS FOR NON-RYUKYUANS WOULD HAVE LITTLE IMPACT ON GRI FINANCES, EXCLUSION OF THIS MATTER FROM THE AREA OF ADVICE AND ASSISTANCE IN WHICH GOJ PARTICIPATION IS DESIRED SHOULD NOT SIGNIFICANTLY DETRACT FROM OUR JOINT EFFORT TO ENCOURAGE GRI FISCAL RESPONSIBILITY. THE ABOVE VIEWS WILL CONTINUE TO FORM THE BASIS OF THE U.S. POSITION IN THE PREFCOM ALTERNATES IN REGARD TO THE GOJ'S PROPOSAL FOR AN EXPLANATORY NOTE RELATING TO

-3-

THE PARTICIPATORY ITEMS IN PARA 4 OF THE U.S.
DRAFT "IMPLEMENTATION SCHEDULE".

(3)

-4-



手取後即刻 crossfile

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

591

大政事外局首
務次
次官
臣官富留長
機密人監属計
監査文会首給
事

國資
長
領
移
長
參
顧
企

ア
參地中東
是
米
參化推保
中
參一二
歐
參西東洋
是
參

近
ア
長
經
次總經國方
長
經
參貿統
參政技二
國一連
參
參
國
參政經科
軍社專
參道內外
文
長
參

総番号(TA)62397
70年12月17日11時15分
70年12月17日13時50分

主 管
米七
總 発 着
本 省

外務大臣殿 高級大使 隨時代理大使 総領事 代理

1972年度米政援助の説明

第677号 賄

16日カトウ事務局長を民政府クレーマー計画局長及びクラーク涉外局長が来訪し、72年度のおきなわに対する米政援助の概要を説明したが、要旨次の通り。

1. 1972年度の援助額は21,240千ドルで前年度の27,304千ドルに比し減少した。特にARIA資金については72年度は、PUBLIC SAFETY SERVICEの1項目1,250千ドルのみで前年度の3,845千ドルに比し大幅に減少した。(資料空送)

2. 72年度に限り、支出手続き上の特例として、71年2月から支出を可能ならしめることができる措置を講ずるが、これは各PROJECTが72年の復帰をひかえ因つかつに進ちよくするようにとの配慮である。

3. 今回提出した金額は、ワシントンの国防省及び大統領府予算局の承認を経たものであるが、今後修正されるべき余地としては米国議会のみに残されている。

4. 本件はりゆうきゆう政府側の対応費手当との関係もあ

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

り、GRIに既に説明してあるが、日本政府部内において近く本格的セッショングが大蔵相と各省間で開始される点にかんがみ、日本側としては、米国側の事情を了解した上でGRIと協議し対おきなわの日政援助を計画して欲しいと考慮したため、今回の説明を行なうものである。

5. 71年度予算についても付言し、フクチ。ダムがらイシカワ市までのPIPE LINE設計費450,000ドル(71年度)については、日政と民政府の考え方方が基本的に対立しており、1月に日本政府の態度が決定する事に存づいては、若しあの段階で意見の一一致を見なければこの金額の支払いは不可能になろう。

6. 米側は、本件はまだワシントンにおいても発表しておらず、来年1月中旬に発表する予定であり、それまではCONFIDENTIALにされたいと要望した。

7. カトウ局長より謝意を表するとともに米政援助の額がより多額であることを期待していたが、ともあれこの金額が確実に米政援助として具体化されるよう今後における民政府側の努力を期待すると發言した。

(了)

外務省

外務省外公使官
務務 業務
次次
臣官官密審長
能能人電厚計
能能文會當給
國資長
參調析企
長領移長
參領旅移

ソカ
ヒト

注 意
電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

米国
主管
本省 着
外務大臣殿 牛場(太使)臨時代理大使 総領事 代理

米国のオキナワ援助(7/会計年度)

参地中東
北東西
参北北保
長
中
南
審
歌
参西東洋
長
近
ア
長
經
次
總
經
國
參
貿
統
參
政
技
二
國
一
理
參
條
款
長
國
參
政
經
科
軍
社
專
參
道
內
外
一二

第38/9号 略 至急(ゆう先処理)

往電第3501号に関し。

23日、陸軍省フレイマスオキナワ担当官は当方に対し

米国の7/年度オキナワ向援助(米民政府行政費も含む)が両院協議会の結果 647万6,000ドルに決定した旨述べた。詳細不明なるもとりあえず。

(了)

外務省

外務省外公使官
務務 業務
次次
臣官官密審長
能能人電厚計
能能文會當給
國資長
參調析企
長領移長
參領旅移

注 意
電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

米国
主管
本省 着
外務大臣殿 高瀬(太使)臨時代理大使 総領事 代理

参地中東
北東西
参北北保
長
中
南
審
歌
参西東洋
長
近
ア
長
經
次
總
經
國
參
貿
統
參
政
技
二
國
一
理
參
條
款
長
國
參
政
經
科
軍
社
專
參
道
內
外
一二

代理会議

第14号 略

客年往電第685号に関し

5日の代理会議の概要次の通り。

1. ショットより、財政関係3項目についてのG.O.Jの具体的なPREDICTIONの方法等技術的な面での話し合いのため当地の日米りゆう専門担当官レベルの小委員会の設置を提案した。セナガは具体的な運営方法については十分検討する必要がある旨を指摘し、わが方としてもかかる機会が持たれることについては同意する旨取りあえず述べておいた。(米側からはクレーマー企画局長をメンバーとする方針の由)

2. 13日の代表会議用リポートに直ちに着手することとし、右に盛り込むべきものとして、ヨシオカより、客年往電第579号前段の諸点のほか更に最近の主要な日本側復帰準備のための調査頭の目的及び活動等の概要に言及することを提案した。

3. セナガより、オフ・シコとして4日の立法院復帰対策

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

特別委における主席及び立法院議員の選挙ならびに条例制定の問題（往電第15号参照）に言及しつつ。問題点は（1）大統領行政命令の修正の要否。及び（2）必要なりとすれば、米側がこれに好意的なりや否や。の2点にしぼられるところ。星議長は、行政命令を厳格に解釈すれば修正の要あるも。若し米側に実質的に異議がなければ形式上には修正なしで済ませることも可能なるべしとの考え方なる旨ひろうした。また立法院の一部には11月選挙において復帰時点で知事及びken会議員とみさなれ得る者を主席及び立法院議員として選出すべしとの少数意見もあるところ。セナガ個人としては、復帰まではりゆう政のすべての権限は米国施政権のもとに存するもので余り前広にかかる選挙を行なうことは妥当と言ひ難いと判断する旨付言した。

4. 上記（1）について、本件合意の経過にかんがみ、米側の提案はこれを受止め、常設的なものとするか否かについては当初よりコミットせず、隨時各エレメントの専門家が会合して話し合う機会としてこれを活用すること然るべきと存ぜられるところ。人選及び運用等につき事務局とも協議することと致すべきも現段階で心得べきことあらば何分のご回電ありたい。

（了）

—2— 外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電 信 写

番号(TA) 619
71年1月7日15時25分
71年1月7日17時45分
主 管
許 練(本) 省
外務大臣 勤 領事代理
高瀬 大使 総領事 代理

PARTICIPATION問題

第25号 略

往電第14号に関し

米側が小委員会を設置してりゆうきゆう政府の財政問題に係るPARTICIPATIONを論議する意図がなへんにあるかを。山口をしてクレーマー計画局長に非公式にサウンドせしめたところ先方の發言次の通り。

(1) 特に小委員会を設置して3項目の合意の実施を推進するのは、りゆう政の72年度予算編成が3月一ぱいで完了する予定なので時間的に急ぐ必要がある。

(2) 従つて今回取り上げようとするPARTICIPATIONの対象は72年度予算編成に限り、いわゆるINDEBTEDNESSの問題には触れない。

(3) 小委員会は先級合意を見たAGREEMENTの実施にすぎず、いわゆる外交交渉中のあか字問題とは全然関係のない旨であると理解している。

(4) 東京の交渉については特にインフォームされていないが、専らLEGAL ASPECTが議論されているよ

ワカヒ
大臣事務官
次官
臣官審議長
儀式人範厚計
儀式文書部
國資長
領移長
参謀企
参謀旅移
参地中東北
参北北界
参一二
参西東洋
西東
参書近ア
次總經國万
參貿統二
參政技二
國一理
參政秘
參政經科
單社專
參道内外
一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

うに思う。従つて自分（ク）は財政専門家なので東京交渉が財政分野の段階に入るまでは直接関係がないと思つている。

（5）72年度の米政援助金については、先般内示された金額より減額される可能性はあつても増額される可能性は全くない。

（6）（NON RYUKYUAN TAXATION）については、米側で今年7月から自動車税については、若干引上げる予定があるやと聞いているが、これらをも含め小委員会で論議し実施する用意があるかとの質問に対し）合同税審において米側の提案した3カ年計画に沿つてりゆうきゅう政府側が民立法を改正して増税をしなければ、米側だけがきせい的に非りゆうきゅう人の税金を引上げる意図はない。

（7）（72年度のりゆう政予算の編成に対しては、従来どおり民立法の増税を要求するつもりかとの質問に対し）72年度において日本政府がかなりほうふな日政援助金を支出する上に更に増税を実施してもあまり意味はない。何故ならば財源がゆたかにならばなる程りゆうきゅう政府は人員増加や不急不用の経費にじゅう当する、おそれがある。（歳入面への関心がうすいことを示した）

（8）（いわゆる財政3項目（予算編成）のPARTIC

- 2 -

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

IPATIONについては具体的に米側としては72年度予算で何をりゆうきゅう側に求めるのかとの質問に対し）税制については前述の通りであり、資金運用部については復帰後は日本政府へ引き継がれることになるので、一般会計への貸出しもすべて日本政府のりゆうきゅう政府に対する債権として引き継がれることになりこれはあくまで交渉で解決さるべきであるが、米側としてはりゆうきゅう政府が従来からとつて来た放漫な支出面に対し、チニックを厳しく実行したい。（更に「ク」は、支出面での審査、チニックはこの際日本政府側と一緒になりゆう政に対し実施したい旨強調した。）

（9）以上の意見はあくまで自分の非公式個人的なものにすぎない。

（了）

- 3 -

外務省

IN ACCORDANCE WITH THE "AGREEMENT TO FACILITATE A SMOOTH TRANSFER OF CIVIL ADMINISTRATIVE RIGHTS OF THE UNITED STATES TO JAPAN UPON REVERSION," SIGNED BY THE PRINCIPALS ON 19 NOVEMBER 1970 AND PROVED BY CONCOM ON 19 NOVEMBER 1970, THE GOJ ASSUMED, ON 1 DECEMBER 1970, FOURTEEN ADVICE AND ASSISTANCE AND SUPERVISORY FUNCTIONS WHICH WERE FORMERLY PERFORMED BY THE USG. ON 5 JANUARY 1971, THE ALTERNATES AGREED TO ESTABLISH AN AD HOC SUBCOMMITTEE TO DISCUSS THE THREE "PARTICIPATION" ITEMS (GRI BUDGETS, TRUST FUND BUREAU FUND, AND TAXATION AND REVENUE MATTERS) THAT ARE LISTED IN SAID AGREEMENT. 2. ON 6 MAY 1970, THE PRINCIPALS AUTHORIZED THE ALTERNATES TO FORMULATE PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF INFORMATIONGATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL GOJ MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION. A LIST OF THESE MISSIONS IS AT TAB A. 3. THE ALTERNATES ARE PLEASED TO REPORT THAT ON 18 NOVEMBER 1970, THE USG,

THE GOJ, AND THE GRI, SIGNED A MEMORANDUM CONCERNING THE PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS. A COPY OF THIS MEMORANDUM IS AT TAB B.

4. IN AN EFFORT TO BROADEN THEIR PERSPECTIVES ON A WIDE RANGE OF MATTERS RELATED TO REVERSION, THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS HAVE BEEN BRIEFED BY THE FOLLOWING PERSONS:

A. MR. TONAKI, PRESIDENT OF THE OKINAWA TOURISM DEVELOPMENT CORPORATION, 15 DECEMBER 1970, ON THE WORK OF HIS AGENCY. B. MR. OSHIRO, PLANNING DIVISION CHEF, GRI PLANNING DEPARTMENT, 22 DECEMBER 1970, ON THE ECONOMIC OUTLOOK FOR OKINAWA AFTER REVERSION AS ENVISAGED IN THE GRI LONG-RANGE ECONOMIC PLAN.

C. COL CARNEY, STAFF JUDGE ADVOCATE, USARVIS, AND MR. EISENSTEIN, CHIEF, LEGAL DIVISION, USCAR LEGAL AFFAIRS DEPARTMENT, 5 JANUARY 1971, ON THE ORGANIZATION AND OPERATION OF THE US MILITARY AND USCAR COURT SYSTEMS.

5. THE ALTERNATES INVITE THE PRINCIPALS TO DIRECT THEM TO CONTINUE TO WORK

ON SUCH REVERSION MATTERS THAT THE ALTERNATES
OFFICIALLY ACCEPT FOR FORMAL CONSIDERATION. 6.
TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE
COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE
PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME,
THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF
THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO
THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE
PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH
PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN
INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE
COMMISSION AT THE 13 JANUARY MEETING.

(手稿文書 10 20:45)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房外務課	次長
次長	典房
主官官審査長	典房
儀式人電厚計	典房
儀式文会常給	典房
資政參議企	典房
領事移易	典房
外務大臣殿	高瀬 大使
代理会議	臨時代理大使 総領事 代理
總番号(TA) 280	主管 沖縄県
70/年 月 8 日 12 時 40 分	発着 沖縄
70/年 月 8 日 13 時 57 分	本省
ア 参地中東北 長 西	参北北保
米良	参一二
中南審	参西東洋
欧	西東
長	二二
近ア長	参書近ア
次経國	次経國万
長	参貿統二
協長	参政技二
國	國一連
長	参政協長
國	参政經科
長	軍社專
民文	参道内外
長	二二

第30号 略至急(ゆう先処理)
往電第27号に關し
1月8日代理会議の内容次の通り
1. 「代理会議」から代表会議への報告(案)について審議した結果、別電の通り修正案を暫定的に合意した。
2. 13日の代表会議の後公式合同記者会見は行なわず、求めに応じて個別に内容を説明する。
3. りゆう歌側はいわゆる「復帰対策けん民会議」について現在人選中であるが、10日かまつたは13日に50人の委員を任命すると同時に初会合を開く予定である旨發言した。
(了)

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

大臣官房外務課	次長
次長	典房
主官官審査長	典房
儀式人電厚計	典房
儀式文会常給	典房
資政參議企	典房
領事移易	典房
外務大臣殿	高瀬 大使
代理会議	臨時代理大使 総領事 代理
總番号(TA) 00789	主管 沖縄県
71/年 月 8 日 12 時 45 分	発着 沖縄
71/年 月 8 日 15 時 16 分	本省
ア 参地中東北 長 西	参北北保
米良	参一二
中南審	参西東洋
欧	西東
長	二二
近ア長	参書近ア
次経國	次経國万
長	参貿統二
協長	参政技二
國	國一連
長	参政協長
國	参政經科
長	軍社專
民文	参道内外
長	二二

第31号 平至急(優先処理)
往電第30号別電
(以下別紙英文)

外務省

1. FOR THE PREPARATORY COMMISSION THE MAJOR EVENT OF 1970 WAS THE SIGNING ON 9 NOVEMBER 1970 OF THE "AGREEMENT TO FACILITATE A SMOOTH TRANSFER OF CIVIL ADMINISTRATIVE RIGHTS OF THE UNITED STATES TO JAPAN UPON REVERSION." SUBSEQUENT TO THAT EVENT, AND WITH THE STATUS OF REVERSION NEGOTIATIONS IN TOKYO IN MIND, THE ALTERNATES HAVE SOUGHT TO PREPARE THEMSELVES AND THEIR STAFFS FOR THE ANTICIPATED TASKS OF 1971. 2. ON 5 JANUARY 1971, THE ALTERNATES AGREED TO TRY TO EXPLORE HOW TO IMPLEMENT THE THREE "PARTICIPATION" ITEMS (GRI BUDGETS, TRUST FUND BUREAU FUND, AND TAXATION AND REVENUE MATTERS) THAT ARE LISTED IN THE AGREEMENT OF 9 NOVEMBER 1970. 3. IN KEEPING WITH THE RESPONSIBILITIES PLACED ON THEM BY THE PRINCIPALS TO COORDINATE INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES IN OKINAWA BY GOJ MISSIONS, A LIST OF 11 SUCH MISSIONS HAS BEEN INCLUDED AT TAB A. 4. IN IMPLEMENTATION OF AN ADVISORY COMMITTEE RECOMMENDATION (NO. 35) DESIGNED TO PROMOTE THE EXCHANGE OF OFFICIAL PERSONNEL BETWEEN THE GOJ AND THE GRI IN PREPARATION FOR

-2-

REVERSION, A "MEMORANDUM CONCERNING THE PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS" WAS SIGNED ON 18 NOVEMBER 1970. ALTHOUGH THE PREPARATION OF THIS MEMORANDUM WAS NOT A RESPONSIBILITY OF THE ALTERNATES, A COPY IS INCLOSED AT TAB B, BECAUSE OF ITS DIRECT PERTINENCE TO THE OVERALL RESPONSIBILITY PLACED ON THE PREPCOM TO CONCERN ITSELF WITH THE LOCAL ASPECTS OF REVERSION. 5. SUBSEQUENT TO THE PRINCIPALS' MEETING OF 9 NOVEMBER, THE ALTERNATES HAVE SOUGHT TO BROADEN THEIR PERSPECTIVES ON A WIDE RANGE OF MATTERS RELATED TO REVERSION BY ARRANGING THE FOLLOWING BRIEFINGS:

(以下 A. B. C. の冒頭 律電 3. A. B. C.
上同文) 6. PENDING THE CONCLUSION OF DIPLOMATIC NEGOTIATIONS

IN TOKYO ON VARIOUS REVERSION MATTERS, THE ALTERNATES INVITE THE PRINCIPALS TO DIRECT THEM TO CONTINUE TO EXPLORE THE LOCAL ASPECTS OF REVERSION MATTERS ON WHICH ACTION MAY BE REQUIRED TO ASSURE A SMOOTH REVERSION OF OKINAWA

TO JAPAN
7. 冒頭 律電 6. 上同文。(了)

-3-

(回覧番号) 外務省電信案(分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗略	※ 総第 09 145 号
電信課課長	※ 第 5 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
Y Y Y Y Y	大至急・至急 普通・LTF	※ JAN 9 145 2
表 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北 / 起案 昭和 46 年 1 月 9 日 起案者 加藤 電話番号 2465
協議先 内閣(内閣參) ONTRIA 在沖縄 在水 軍報	諮詢課長 法規課長 高橋大使 臨時代理大使 在沖縄 在水 総領事 代 理	あて 外務大臣発 臨時代理大使 在水 総領事 代 理
件名 代理会議	貴電文 14 号、及 20 号及び 31 号に因りし。	
1. 14 号各首脳と交渉の結果、冒頭往電文 31 号 の案文は 2 は異議はない。(なお、(付資料 2 号))		
(2) 未完 6.9 DIPLOMATIC NEGOTIATIONS		
2. (2) 送信交渉のため、外資、赤字等		

GB-1 (昭和四二・七一 改正)

145 19

2

1. (2) 送信交渉を指すものと了解
(2) 892 令の為。)

2. 財政局行 participation タネルに 11212

文部省沖縄事務局と民政府企画局との間の
チャネルがあり、必要に応じ東京の外交チャネルで
利用を 302、現段階は 11212 命頭黄電

か 14 号 1. の小委員会、如玉機関を新しく
設置する必要もなく、適当ではないと認められる。

5. 2 本件小委員会は 1. と合併せることとして、
2. 上記 1. の点と併せ、本側に回答不要

アリタニ。

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

857

外務省外務課
事務典房
次次
官員審査長
候補人選考会
議事會常設
委員會
国賃員
參調企
領移參領旅
長

総番号(TA) 4088
71年1月28日 12時25分
71年1月29日 13時32分
主 管
神戸 省 務
外務大臣 殿 鳥居正二 大使
臨時代理大使 総領事 代理

財政3項目の参加機能

第142号 略 至急

往電第25号に関し

27日米民政クレーマー計画局長の招きにより、当代表部山口及びおきなわ事務局コバヤシが、標記の件に関し会談したところその模様次の通り。

1. 「ク」は、「参加」問題は東京のあか字交渉とは全く別個の問題で、現地において行なうべきであると考えております。おきなわ北方対策局カメヤ課長も同意見と了解するので、日本政府としても異存はないと思う。と述べたが当方よりは特に反論しなかつた。

2. 「ク」が日本政府は一がんの譲受人(RECEIVER)として財政に関し、どんな態度で今後臨むつもりかと質問したので下記のラインで応答しておいた。

(1) 71. 72年度の予算執行上、借り入れを行なつたり特にあか字を出したりしない。

(2) 事業執行の促進を図り、くり越しを避け、債務負担行為もできるだけ行なわないようとする。

ア 参地中東
長 東西
米 北北
長 参北北保
中 南参二
南管
吹 参西東洋
長 西東

近ア 参資近ア
吳 次経福國万
長 參貿國
經協長 參政技二
國一理
長 參資協國
國一理
長 參政經科
軍社尊
長 參通内外
文長 一二

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

電信写

(3) 日本国としてはりゆうきゅう政府に租税の一体化(関税の増収)を期待し、米側には非りゆうきゅう人課税の引上げを期待したい。

(4) 72年度予算編成については、日本政府は従来より以上に密接な連絡をりゆうきゅう政府ととりながら成り行きを見守つていく。

3. 当方より「参加」についての会合のやり方については、先づ72年度りゆう政予算編成についてミヤギ企画局長から編成方針を聞いた後で必要に応じ会合を開き参加の方途をたん求することとしてはどうかと示しました。

4. これらに対し米側は、それぞれの項目につき次のように応しゆうした。

(1) 71年度予算の執行過程において、りゆう政は既におきなわ銀行から2百万ドルの借り入れを行ない、更に8百万ドルの借り入れを別途計画している。これらは年内に返済する短期借り入れかも知れないが、資金ぐりをらくにさせぐり越要因、あか字裏因になるという点で問題がある。

(2) りゆう政の事業のくり越しの主体は、りゆう政自体でも解つていないのではなかろうか。自分達も解らないので(例えば41号線その他事業)米側と日本側で実体を明らかにする必要がある。

(3) りゆう政に間接税引上げのちようどうが見受けられ

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

ないので、米側としては如何なる布令税法の改正にも応ずる訳にはいかないと考へている。

(4) 日本政府がりゆうきゆう政府と一緒に米側に相談せずに予算編成を進めることはないとと思うが、若しあるとすればその責任は日本政府が負うべきでけらう。

(5) 米側としては、りゆう政側（ミヤギ局長）を含めた3者会議を開く以前の段階において、日米のみで数回の打合せ会議が必要と考えておらず、財政3項目に関する具体的な「問題点」及びその改善案についての明確な結論を得てからりゆう政側に臨むべきである。（この点は特に米側が再三強調した）

（6）米側の考える財政上の「問題点」は、必ずしも整理された形では表明されなかつたが、米側は話し合いの過程で次の必要性を示さした。

（1）事業及び財源のくり越し状況、債務負担行為の状況の分岐。整理

（2）人件費（PERSONNEL PAY ROLLS）及び不必要的経費の金額化

（3）資金運用部資金と銀行借り入れのチェック（短期借り入れを含め）

（4）貿易水準の引上げ（所得税減税の廃止、間接税の増收）

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

米側は日本政府の家父長的態度（PATERNALISTIC ATTITUDE）がりゆう政の放まんな財政の原因となつてゐること

6. 米側としては「ク」が、「参加」については、弁務官から日本政府と話し合いりゆう政を指導する権限を委任されているので、早急に取りかかりたいと考えており、今週中にも上記2.の4（5）の日米予備会合の申入れに対する正式回答を得たい旨述べた。

当方より、とりあえずの反応としてかかる会合はGBI側に複雑な心理的影響を与える可能性もあるので慎重に対処したいと述べ早急回答を約して辞去した。

7. わが方としては、日米予備会談については、GBIの反応も考慮して、現地米側の考え方をより詳細にちよう取することを主目的としつつ、本日の如き非公式の形式により行なうこととし、他方りゆう政には東京等において直接指導によりわが方の考え方等内々意のあるところを隨時理解していせしめては如何かと思料される。

この場合も日米りゆうのアドホックの会合は、上記の話し合いの結果をふまえて、11月9日の合意書のミニマム要求をみたすためにもその開催に應ぜざるを得ないと思う

が、貴見御分のぎ至急回電ありたい。

（了）

（字年条7月18:30）

外務省

カレ
シビ

外政事外外機官	
次務	典房
次次	
臣官官審審長	
衛總人電厚計	
備費會營給	
國資長	參調析企
領移長	參領旅移
參地中東	主審
長	東二
米長	東西
參北北保	沖繩省發着
參一	北北
參西東洋	北北
長	西東
參善近ア	主
長	近一
次總經國万	71年1月1日 11時50分
參賀統三	71年2月1日 10時41分
參政技二	沖
長	國一理
參條協規	本
長國	領時代理大使 総領事 代理
參政經科	北北
長	高瀬 大使
參道内外	北北
長	北北
參文提	北北
一	北北

(以下英文別紙)

外務省

755

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 478ス
 71年1月1日 11時50分 沖繩省発着
 71年2月1日 10時41分 本邦着

外務大臣殿 高瀬 大使 暫時代理大使 総領事 代理

米国との沖縄援助予算(ニーズリスト)

第151号 平
 往電第150号別電/

THE EXECUTIVE BRANCH OF THE U.S. GOVERNMENT IS PLANNING TO MAKE AVAILABLE AN UNPRECEDENTED AMOUNT OF 44.2 DOLLARS MILLION FROM THE U.S. CIVIL ADMINISTRATION'S (USCAR) GENERAL FUND TO SUPPLEMENT THE ANNUAL BUDGET REQUEST TO THE U.S. CONGRESS FOR RYUKYUAN ECONOMIC AID, ACCORDING TO INFORMATION RECEIVED BY THE CIVIL ADMINISTRATION TODAY. THE PRESIDENT'S BUDGET, WHICH WAS SUBMITTED TO THE U.S. CONGRESS TODAY (OKINAWA TIME), REFERS TO DOLLARS 3,369,000 IN AID TO THE RYUKYUAN ECONOMY UNDER THE FISCAL YEAR 1971 ADMINISTRATION RYUKYU ISLAND, ARMY (ARIA) APPROPRIATION, ALREADY APPROVED BY THE CONGRESS AND RECENTLY SIGNED BY THE PRESIDENT, AND A REQUEST FOR CONGRESSIONAL APPROVAL OF AN ADDITIONAL DOLLARS 1,250,000 FOR FY 72. THE USCAR GENERAL FUND FINANCIAL PLAN FOR FY 71 AND 72 IS PRESENTED AS A SINGLE PROGRAM, "REFLECTING THE NEED FOR FLEXIBILITY AND DAY-TO-DAY OPERATION IN THE PRE-REVERSION PERIOD." THE PRESIDENT'S BUDGET SAID, THE RECEIPTS AND OBLIGATIONS OF THE GENERAL FUND PROGRAM ARE "TENTATIVE AND DEPEND UPON THE RATE OF THE

PROGRESS OF CONSTRUCTION ON THE VARIOUS PUBLIC WORKS PROJECTS, THE REVERSION DATE AND REVERSION NEGOTIATIONS," THE BUDGET ADDED. IT WAS DISCLOSED IN THE BUDGET THAT THE CIVIL ADMINISTRATION'S HOLDINGS IN THE BANK OF THE RYUKYUS - AMOUNTING TO 51 PERCENT OF THE BANK'S STOCKS - "WILL BE DISPOSED OF AT AN APPROPRIATE TIME PRIOR TO REVERSION, GIVING PREFERENCE TO RYUKYUAN PURCHASERS." IN ADDITION, IT IS PLANNED TO DISPOSE OF USCAR'S POL (PETROLEUM, AIL AND LUBRICANTS) FACILITIES THROUGH THEIR TRANSFER TO THE U.S. ARMY, THE BUDGET SAID. MAJOR GENERAL FUND PROGRAM EXPENDITURES PLANNED FOR THE 1971-72 PERIOD INCLUDE DOLLARS 15.4 MILLION FOR ROADS AND SOME OTHER ECONOMIC DEVELOPMENT PROJECTS; DOLLARS 9.8 MILLION FOR WATER PROJECTS, MAINLY THE COMPLETION OF THE FUKUJI DAM IN NORTHERN OKINAWA; DOLLARS 8.3 MILLION FOR EXPANSION OF FACILITIES OF THE RYUKYU ELECTRIC POWER CORPORATION (ERPC); DOLLARS 4.4 MILLION FOR THE LOAN PROGRAM OF THE RYUKYU DEVELOPMENT LOAN CORPORATION (RDLC); DOLLARS 3.3 MILLION FOR

ADDITIONAL SEWER CONSTRUCTION IN NAHA AND OTHER CONGESTED AREAS OF SOUTHERN OKINAWA; AND DOLLARS 1.2 MILLION FOR CONTINUED FINANCING OF OKINAWA STUDYING IN THE U.S. UNDER THE RYUKYUAN SCHOLARSHIP PROGRAM OF THE DEPARTMENT OF THE ARMY. AMONG THE MAJOR PROJECTS PLANNED IS THE START OF CONSTRUCTION IN MARCH 1971 OF A NEW 85-MEGAWATT REPC POWER PLANT COSTING DOLLARS 13 MILLION ADJACENT TO ITS PLANTS IN MACHINATO. ALSO FUNDS WILL BE MADE AVAILABLE FOR THE PRELIMINARY DESIGN OF ADDITIONS TO THE POWER SYSTEM TO PROVIDE FOR ANTIPLICATED INCREASES IN LOCAL POWER DEMANDS AFTER FY 72. THE FUJIJI DAM AND OTHER CONSTRUCTION IS AIMED AT ENABLING THE RDWC TO MEET A PEAK DEMAND OF 83 MILLION GALLONS-PER-DAY IN FY 72 - AN INCREASE OF 25 MILLION GALLONS-PER-DAY OVER THE PRESENT DEMAND. THE FOOD FOR FREEDOM PROGRAM, WHICH PROVIDES FREE SCHOOL LUNCHES TO ALL OKINAWA SCHOOL CHILDREN, WILL CONTINUE TO BE FINANCED UNDER THE U.S. PUBLIC LAW 480 IN FY 71 AND 72. THE PRESIDENT'S

--6--

BUDGET REVEALED THAT THE U.S. CONGRESS HAD RESTORED DOLLARS 476,000 TO THE REDUCED AMOUNT APPROVED BY THE HOUSE OF REPRESENTATIVES FOR AIAA AID IN FY 71. THIS WAS ONE-HALF OF THE DOLLARS 952,000 WHICH CIVIL ADMINISTRATOR ROBERT A. FEAREY AND DEPARTMENT OF ARMY REPRESENTATIVES AND ASKED TO BE RESTORED WHEN THEY TESTIFIED BEFORE CONGRESS IN AUGUST 1970. THE FINAL APPROVED AMOUNT OF DOLLARS 3,369,000 FOR FY 71 INCLUDES DOLLARS 1,250,000 FOR PUBLIC SAFETY SERVICES; DOLLARS 943,000 FOR PUBLIC HEALTH, SANITATION AND MEDICAL PROGRAMS; DOLLARS 650,000 FOR THE RYUKYUAN SCHOLARSHIP PROGRAM IN THE U.S. AND LOCAL ON-THE-JOB TRAINING ACTIVITIES SEMICOLON DOLLARS 525,000 FOR THE UNIVERSITY OF HAWAII MEDICAL TRAINING PROGRAM AT THE OKINAWA CENTRAL HOSPITAL; AND DOLLARS 1,000 FOR SHIPMENT OF DONATED GOODS. THE FY 72 PROGRAM CONSISTS OF DOLLARS 1,250,000 FOR PUBLIC SAFETY SERVICES, SIMILAR TO THE AMOUNT APPROPRIATED FOR FY 71.

(3) -5-